

INFORMATION

水巻町役場 ☎ 201-4321
FAX 201-4423

中央公民館 ☎ 201-0401
FAX 201-0411

南部公民館 ☎ 202-2472
FAX 202-2473

総合運動公園
・スポーツ振興係 ☎ 201-4000
・テニスコート ☎ 201-5757

いきいきほーる ☎ 202-3212
健康課 FAX 202-3621

子育て支援センター ☎ 203-5772
FAX 203-5806

ほっとステーション ☎ 203-1555
(児童少年相談センター) FAX 203-1553

図書館 ☎ 201-5000
FAX 201-0995

歴史資料館 ☎ 201-0999

障害者福祉センター ☎ 201-0794

サクラほーる (高齢者福祉センター) ☎ 201-3344

北九州市上下水道局

・お客様センター ☎ 582-3031
・西部工事事務所 ☎ 644-7820

コミュニティ無線 確認ダイヤル ☎ 201-9119

遠賀中間休日急病センター
★休日救急医療★ ☎ 282-9919

水巻町新型コロナ相談窓口
平日午前9時～午後5時 ☎ 202-3212

マイナンバーカード
仮受取り専用窓口

完成したカードが休日にも受け取れます。

- とき 4月10日(日)、23日(土)
午前9時～正午
- ところ 役場住民係
- 問い合わせ 役場住民係

お知らせ

地区を確認してください

令和4年度ごみ収集カレンダー

令和4年4月からのごみ収集カレンダーを3月上旬に全世帯に配布しています。もし、住所とは違う地区のカレンダーが配布されているなどありましたら、差し替えますので連絡してください。

●問い合わせ 役場環境係

ウクライナ人道危機救援金受け付けています

ウクライナ人道危機対応などを支援する救援金を受け付けています。

●ところ 役場住民係窓口・中央公民館・南部公民館・図書館歴史資料館・いきいきほーる

●設置期限 5月31日(火)

●郵便振替 (手数料免除)

▽口座名 日本赤十字社

▽口座番号

00110・2・5606

※通信欄に「ウクライナ人道危機」と記入してください。また、受領証が必要な人は、受領証希望と記入してください。

●問い合わせ 役場生活支援係

4月6日～15日は

春の交通安全県民運動

●交通安全のポイント

▽交通事故を誘発する「ながらスマホ」は絶対にやめよう

▽夕暮れ時は、ライトを点灯し、ハイビームを活用しよう

▽自転車も安全運転に努め、歩行者を優先しよう

▽飲酒運転をしない、させない、許さない、見逃さないを徹底しよう

●問い合わせ 役場庶務係

●対 象 条件を全て満たす世帯

▽町に住民登録があり、令和4年度に高等学校などへ入学する人

(平成14年4月2日以降に生ま

れた人に限る)がいる

▽令和3年中の収入が、生活保護基準額に25%を加算した額以下

▽生活保護を受けていない

●入学祝金額 3万円

●申込期間 入学し4月28日(木)

●持つてくるもの 在学証明書、世帯主義の通帳

●申し込み・問い合わせ 役場生活支援係

●固定資産課税台帳と縦覧帳簿が閲覧できます

●閲覧制度

固定資産課税台帳を見て、課税内容を確認できる制度です。

●対 象

▽土地・家屋の所有者

▽納税管理人

▽借地人・借家人(賃貸借契約書の原本を提示してください)

●縦覧制度

納税者が、自身の固定資産の価格が適正であるかを確認するため近隣の価格と比較できる制度です。

●募集要項を確認してください。

●申込期限 4月18日(月)

●問い合わせ 役場包括支援係

●安心で住みよい生活を

県営住宅入居者募集

詳細は役場町営住宅係で配布する申込案内で確認してください。

●選考方法 抽選式

●申込期間 4月7日(木)～15日(金)

●問い合わせ 県住宅供給公社県営住宅管理部 ☎ (092) 781局8029番

●カタチ色々、国際交流国際交流協会会員募集

国際交流協会のボランティアを

水巻町第二保育所
一時保育サービス
利用者登録を受け付けています

4月1日以降に水巻町第二保育所で一時保育サービスを利用する人は、まず、利用日の前日までに「役場子育て支援係窓口」で利用者登録をしてください。
※3月以前から継続して利用する場合も再度登録が必要です。

- 対 象 町内に住んでいる生後5か月から小学校就学前までの子どもで、認可保育所などに入所していない子ども
- 費 用 世帯の課税状況や子どもの年齢で費用が異なります。詳しくは問い合わせてください。
- 持つてくるもの 健康保険証、子ども医療証、母子健康手帳
※アレルギーがある場合は病院からの「アレルギー検査報告書」などが必要です。
- 申し込み・問い合わせ 役場子育て支援係

障がいのある人を地域で支える
地域生活支援拠点等事業に登録しませんか



中間遠賀1市4町は、さまざまな機関と連携し、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を整備しています。日中活動などの体験の場の提供や介護者の入院などの緊急時に適切な支援が行えるように、対象者の事前登録を受け付けています。

- 対 象 自宅で生活している障がいのある人
※登録希望者のみ。
- 申込方法 役場障がい支援係窓口で申し込んでください
- 持つてくるもの 障害者手帳など障がいがあることを確認できる書類
※申込時、本人の生活状況などの聞き取りを行います。
- 問い合わせ 役場障がい支援係

- 内容 1回90分(全27回)
英語・ハングル・中国語
 - 定 員 各講座15人
 - 費 用 年間1万8900円
※教科書代は別です。
 - 申込期限 4月22日(金)
 - 申し込み・問い合わせ 水巻町国際交流協会事務局 ☎ 201局4321番
- 問い合わせ 社会福祉協議会
☎ 202局3700番

相談

社会福祉協議会の
相談事業

【住民相談員の住民相談】

相談は電話でも受け付けています。

●とき 毎週月曜日・金曜日(祝日は除く) 午後1時～4時

【弁護士無料法律相談】

●とき 4月15日(金)・28日(木) 午後1時～4時

●定 員 各6人(先着順)

●申込開始日 4月8日(金) 午前8時30分

【行政相談委員の行政相談】

毎日の暮らしの中で、行政に対する意見や要望、苦情などはありませんか。

●とき 4月11日(月) 午後1時～4時

【共通事項】

●受付終了 午後3時30分

●ところ 社会福祉協議会(いきいきほーる2階)

●問い合わせ 社会福祉協議会
☎ 202局3700番

古家解体支援補助金

古家を解体し、その敷地内に新しく家建て替える人に、解体費用を補助します。解体前に申し込みが必要です。詳しくは問い合わせください。

- 対 象 次の条件を全て満たす人
▷解体する古家を所有している
▷古家の解体後2年以内に新築住宅を建築し、居住する予定がある
▷世帯全員が町税などの滞納がない
▷暴力団員でない、または暴力団員でなくなった日から5年が経過している
- 補助金額 対象経費の半額(上限額60万円)
※1,000円未満の端数は切り捨てます。
- 申込期間 4月1日(金)～令和5年1月31日(火)
- 問い合わせ 役場定住促進係



人件費の状況 令和2年度一般会計決算

人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	
				令和2年度	令和元年度
27,990 人	13,505,043 千円	394,082 千円	1,496,202 千円	11.1%	13.5%

※ 人件費には、特別職に支給される給与や報酬などが含まれます。

職員給与費の状況 令和2年度一般会計決算

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)	
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	令和2年度	令和元年度
158 人	509,583 千円	68,963 千円	204,630 千円	783,176 千円	4,957 千円	5,690 千円

※ 職員手当には、退職手当は含まれていません。

職員の平均給料月額と平均年齢の状況 令和3年4月1日時点

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
水巻町	316,078 円	44.5 歳	306,633 円	51.8 歳
国	325,827 円	43.0 歳	286,947 円	50.9 歳

報酬などの状況 令和3年4月1日時点

区 分	給 料			報 酬		
	町 長	副町長	教育長	議 長	副議長	議 員
報酬などの月額	766,000円	622,000円	580,000円	336,000円	298,000円	279,000円
退職手当	在職年数×5.1 15,626,400円	在職年数×3 7,464,000円	在職年数×2.7 4,698,000円	なし		
期末手当	6月期…1.40月分、12月期…1.50月分、計 2.95月分 役職加算20% 令和2年度支給割合					

※ 退職手当は1期 町長・副町長は4年、教育長は3年 勤めた場合の見込額です。

期末・勤勉手当の状況 令和2年度支給割合

区分		6月	12月	合計
水巻町	期末手当	1.30月分	1.25月分	2.55月分
	勤勉手当	0.95月分	0.95月分	1.90月分
国	期末手当	1.30月分	1.25月分	2.55月分
	勤勉手当	0.95月分	0.95月分	1.90月分

退職手当の状況 令和3年4月1日時点

区分		勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度
水巻町	自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
	定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分
国	自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
	定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分

その他の手当の状況 令和3年4月1日時点

手当の名称	内容	1人当たり 平均支給年額
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員に支給	155,562 円
扶養手当	子 10,000 円、そのほかの扶養家族 6,500 円	230,007 円
住居手当	借家などで家賃を負担している職員に月 27,000 円を限度に支給	244,047 円
通勤手当	交通機関などを利用している職員に月 55,000 円を限度に支給	64,320 円
管理職手当	課長・主幹職…給料月額の15% 課長補佐職…給料月額の11%	686,971 円

※ 1人当たりの平均支給年額は、令和2年度に支給された金額です。

水巻町職員給与を公表します。

町職員の給与は、予算や給与条例などを議会で審議し、決定されています。年に一度、町民の皆さんにも給与の内容を伝え、より深く知ってもらうために給与状況を公表します。

●問い合わせ 役場人事秘書係 ☎201局4321番

新型コロナの影響を踏まえた

雇用維持にかかる支援策

新型コロナの影響を踏まえた雇用維持のため、国は支援金や給付金、助成金などさまざまな支援策を設けています。また県ではこのような助成金の申請に向けた支援のため、県内4地域で社会保険労務士の無料個別相談会を実施しています。まずは相談して、支援策を有効に活用しましょう。

●問い合わせ 役場産業振興係 ☎201-4321

事業主

雇用調整助成金

新型コロナの影響で、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当の一部を助成するものです。

●問い合わせ 北九州雇用調整助成金臨時窓口 ☎616-0860

労働者

（委託を受けて個人で仕事をする人）
新型コロナウイルス感染症による
小学校休業等対応支援金

小学校などの臨時休校などに伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

●問い合わせ 助成金・支援金コールセンター ☎(0120) 603-999

※受付時間は午前9時～午後9時までです。

事業主

社会保険労務士による
無料の個別相談

雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金などの活用を考えている県内企業に対し、社会保険労務士が個別相談会を県内4地域で行っています。

●問い合わせ 県労働政策課 ☎(092) 643-3587

事業主

新型コロナウイルス感染症による
小学校休業等対応助成金

小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために、仕事を休まざるを得ない保護者に有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を助成するものです。

※事業主から「有給休暇をもらえない」などあった場合、福岡労働局（☎(092) 411-4764）で相談してください。

●問い合わせ 助成金・支援金コールセンター ☎(0120) 603-999

労働者

新型コロナウイルス感染症による
小学校休業等対応支援金・給付金

新型コロナで休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった人に対して、支援金・給付金を支給するものです。短時間勤務やシフトの日数減少なども対象になります。

●問い合わせ 支援金・給付金コールセンター ☎(0120) 221-276

▷月曜日～金曜日 午前8時30分～午後8時
▷土曜日・日曜日・祝日 午前8時30分～午後5時15分